

埼玉県社会福祉事業共助会へ加入される方へ

～加入前に必ずお読みください～

埼玉県社会福祉事業共助会とは

埼玉県内の民間の社会福祉法人等で働く職員の福祉の向上を図るため1955年に発足しました。946施設・団体、27,912人の会員が加入しています。運用資産額は、約317億円です(2024.3現在)。

加入対象者

埼玉県社会福祉事業共助会に加入している施設・団体で、法人代表者が加入を認める有給従事者
※ 加入は任意です。

主な事業内容

- ① 退職共済金の給付
- ② 慶弔共済金の給付
- ③ 福利厚生に関する事業（宿泊施設、保険等の割引提携や、映画鑑賞券や観劇等の割引事業など）

年会費と掛金

①会員と事業主にそれぞれ、年会費(毎年度)と掛金(毎月)を負担いただきます。

	会員負担額	事業主負担額	請求月
年会費	1,500円	1,500円	・加入時 ・加入翌年度からは毎年4月
掛金	標準報酬の20/1,000	標準報酬の20/1,000	・毎月

※標準報酬とは・・・

基本給と会員に等しく支給している手当の合計金額を「退職共済標準報酬等級掛金表」(裏面参照)にあてはめて算出します。なお、標準報酬は毎年10月に改定いたします。

②休職等の場合

産休・育休、病休などで休職する場合は、掛金を中断することもできます。中断期間中も年会費はかかります。

③共助会に加入している他法人へ転職する場合

掛金の納付に空白期間が生じなければ加入を継続できる場合があります。

退職共済金について

- ・ 12か月以上掛金を納付した会員が退職したときに、退職共済金を給付します。給付額は、掛金に毎年度の運用益から配分される配当金を加算した額になります。
 <会員掛金合計 + 事業主掛金合計 + 配当金合計>

ご注意！！

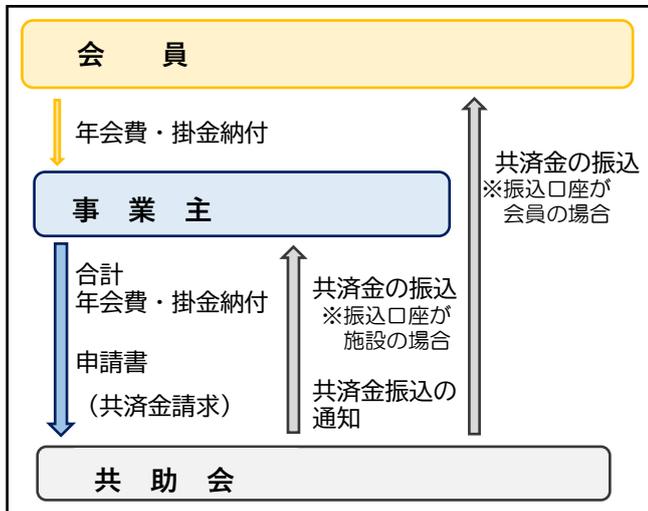
～ 退職共済金が給付されない場合があります～

- ・ 掛金の納付が12か月未満で退職(脱会)する場合
 会員が負担した掛金のみ返還します。
- ・ 退職せずに、共助会を脱会する場合
 <会員掛金合計+事業主掛金合計の50%>を脱会給付金として給付します。
- ・ 懲戒解雇の場合
 勤務先の退職規程により退職共済金が給付されない場合があります。

慶弔共済金について

- 加入から6か月(中断期間を除く)を超えて発生した慶弔事由(下図「慶弔共済金の種類」参照)に該当したときに、共済金を給付します。
- 事由から1年以内の申請が対象になります(勤続(加入)事由は除く)。

年会費・掛金納付と共済金給付のしくみ



- 年会費と掛金は、事業主を通じて納付いただきます。
- 申請書は、事業主を通じて申請してください。
- 退職共済金は、退職月翌月末に給付します。(3月退職の場合は、5月中旬までに給付します。)
- 慶弔共済金は、申請書が届いてから約1～2か月で給付します。
- 振込の通知は、事業主に送付します。

退職共済標準報酬等級掛金表

(単位：円)

等級	標準報酬	報酬月額	掛金 40/1,000
1	45,000	46,500未満	1,800
2	48,000	46,500～49,999	1,920
3	52,000	50,000～53,999	2,080
4	56,000	54,000～57,999	2,240
5	60,000	58,000～61,999	2,400
6	64,000	62,000～65,999	2,560
7	68,000	66,000～69,999	2,720
8	72,000	70,000～73,999	2,880
9	76,000	74,000～77,999	3,040
10	80,000	78,000～82,999	3,200
11	86,000	83,000～88,999	3,440
12	92,000	89,000～94,999	3,680
13	98,000	95,000～100,999	3,920
14	104,000	101,000～106,999	4,160
15	110,000	107,000～113,999	4,400
16	118,000	114,000～121,999	4,720
17	126,000	122,000～129,999	5,040
18	134,000	130,000～137,999	5,360
19	142,000	138,000～145,999	5,680
20	150,000	146,000～154,999	6,000
21	160,000	155,000～164,999	6,400
22	170,000	165,000～174,999	6,800
23	180,000	175,000～184,999	7,200
24	190,000	185,000～194,999	7,600
25	200,000	195,000～209,999	8,000
26	220,000	210,000～229,999	8,800
27	240,000	230,000～249,999	9,600
28	260,000	250,000～269,999	10,400
29	280,000	270,000～289,999	11,200
30	300,000	290,000～309,999	12,000
31	320,000	310,000～329,999	12,800
32	340,000	330,000～349,999	13,600
33	360,000	350,000～369,999	14,400
34	380,000	370,000～394,999	15,200
35	410,000	395,000～424,999	16,400
36	440,000	425,000～454,999	17,600
37	470,000	455,000～484,999	18,800
38	500,000	485,000～514,999	20,000
39	530,000	515,000以上	21,200

○詳細はホームページをご覧ください。

慶弔共済金の種類

(単位：円)

事由	金額
勤続(加入)満10年	10,000
勤続(加入)満20年	20,000
勤続(加入)満30年	30,000
勤続(加入)満40年	50,000
結婚	20,000
傷病入院(7日以上)	10,000
本人の死亡	50,000
災害被害	50,000以内
会員が現に居住する住宅の全焼・半焼、全壊・半壊、流失、床上浸水 地震・戦争・暴動に起因する場合は支給しない。	
子の誕生	10,000
子の小学校入学	5,000
配偶者死亡	20,000
一親等血族死亡	10,000
会員の父母と子(義父母は含まない。) 市町村への届け出を伴う死産を含む。	

問合せ先

一般社団法人 埼玉県社会福祉事業共助会

☎ 048-831-7547

月曜から金曜日 8:30～17:00

(祝日、12/29～1/3を除く)

<https://saitama-kyojokai.jp>

